



特集

仲間づくりを考える



ひだまり合併号

福祉のことや地域のこと、

そこに暮らす住民のことを知っている

民生委員だからこそできる

仲間づくりもあるのかもしれない。

支援をする・されるといふ垣根はなく、

同じ地域に暮らす住民として

ともに笑顔になれる、

ともに地域のことを考えることができる

仲間づくりについて考えてみませんか？

そして、これを機に

同じ志を持つ地区民児協の仲間、

行政や社会福祉協議会との

つながりを考えてみましょう。

1 特集 ……P 2～15

- ① 民生委員と仲間づくり ……P 2
- ② 担当区域の仲間づくり ……P 3～8
- ③ 60分でできる実践活動検討 ……P 9～11
- ④ 庁内サポート体制のススメ（大分市）
……P 12～13
- ⑤ 班活動のススメ（東京都民連） ……P 14～15

2 平成30年度県民児協 事業計画・予算 ……P 16～19

編集後記ほか ……P 20

本誌の統一
表記

「民生委員児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」を「全社協」と表記。

民生委員と 仲間づくり

民生委員の活動件数を集計した「福祉行政報告例」。この近年の動向を見てみると、個別の相談や自立に向けた支援が減っている一方、友愛訪問や安否確認などの見守り活動の件数が増えています。加えて、関係機関の事業への協力や、それに伴う連絡や訪問も増えています。

年間の活動日数が増加傾向にある一方で、全民児連が実施した全国モニター調査結果によると、民生委員自身を感じる地域での「民生委員の役割や活動に関する住民の認知度」は5割未満という回答が、県内では約76%にのぼっています（第75号P3参照）。

こうした背景には、様々な要因が考えられますが、いくつかの例にすると、以前よりも行政や関係機関の相談窓口が充実し専門職が配置されてきたことから、民生委員自身が直接相談を受ける機会が減っている点

があげられます。

また、地域における民生委員の認知度という面を考えると、行政や社協をはじめとする関係機関の情報を中心（もと）に多くの活動を行っているため、担当区域内の活動や対象者の範囲が限定的になっているという側面もあります。

これまで、本誌では民生委員の基本的な役割は「把握する・見守る・つなぐ」ということ、また基本的活動は担当区域における「個別の相談や自立に向けた支援」であることをご紹介してきました。（第66・73号）

あらためて、担当区域に軸足を置いて、その役割を考えた時、民生委員だけで進めていくことには、やはり限界があります。民生委員活動への理解者・仲間づくりということを考えていく必要があります。

前述の全民児連による調査では、約66%の民生委員が「（地域に）応援してくれる住民がいる」と回答しています。こうした住民を増やしていくためにも、民生委員や地区民児協が率先して多方面と「つながる」意識を持つことが必要です。

本号では、「仲間づくりを考える」を特集テーマに、「2. 担当区域の仲間づくり」では、住民流福祉総合研究所長の木原孝久氏に寄稿いただいたほか、東京都民生児童委員連合会で進める地区民児協の「班活動」や、大分市で整備する「（民生委員のための）庁内サポート体制」などもご紹介します。

ぜひ、民生委員として、また地区民児協として、どのように地域住民や関係機関と仲間づくりを進めていくのか、定例会で検討してみてください。

厚生労働省HP／全民児連「民生委員制度創設 100周年活動強化方策」、「民生委員制度創設 100周年記念全国モニター調査結果（抜粋）」、「単位民児協運営の手引き」／住民流福祉総合研究所HP／東京都民連及び大分市の参考資料は該当ページに記載

参考文献

執筆者プロフィール



住民流福祉総合研究所
所長

木原 孝久 氏
(きはら たかひさ)

(出身) 東京都生まれ
(学歴) 早稲田大学第一政治経済学部卒
(略歴) 大学卒業後、中央共同募金会などを経てフリーに。40年以上にわたり住民流の福祉のあり方を追い求め、その成果をセミナー開催や講演、マニュアル作成などを通し社会に広く伝えている。国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」等にも参画し、住民流の発想を提示。20年前、地域の実態把握の手段として「支え合いマップ」づくりを提案し、指導のため全国を駆けまわっている。

最近では、住民流福祉実現の具体策として「ご近所福祉」や「助けられ上手」「おつき合い革命」などの普及に力を入れている。著書に、「支え合いマップづくり入門」「ご近所パワーで助け合い起こし」「住民流福祉の発見」「福祉の人間学入門」「ボランティア・セラピー」ほか。
(研究所HP) <http://juminryu.web.fc2.com/>

2 仲間づくりを考える

担当区域の 仲間づくり

担当区域とひと言に言っても、数十世帯から、団地などを担当する委員では1000世帯を超える場合もあります。

また、町会・自治会も、自分が住んでいるところだけではなく、複数の町会・自治会を担当している委員も多くいます。

そこで、住民流福祉総合研究所の木原氏は広域な担当区域を細分化した「ご近所」というエリアに着目しています。「ご近所」では、どのような仲間づくりがされているのでしょうか。また、そこで民生委員はどのような役割を担うのでしょうか。

その概要をご紹介します。

図1

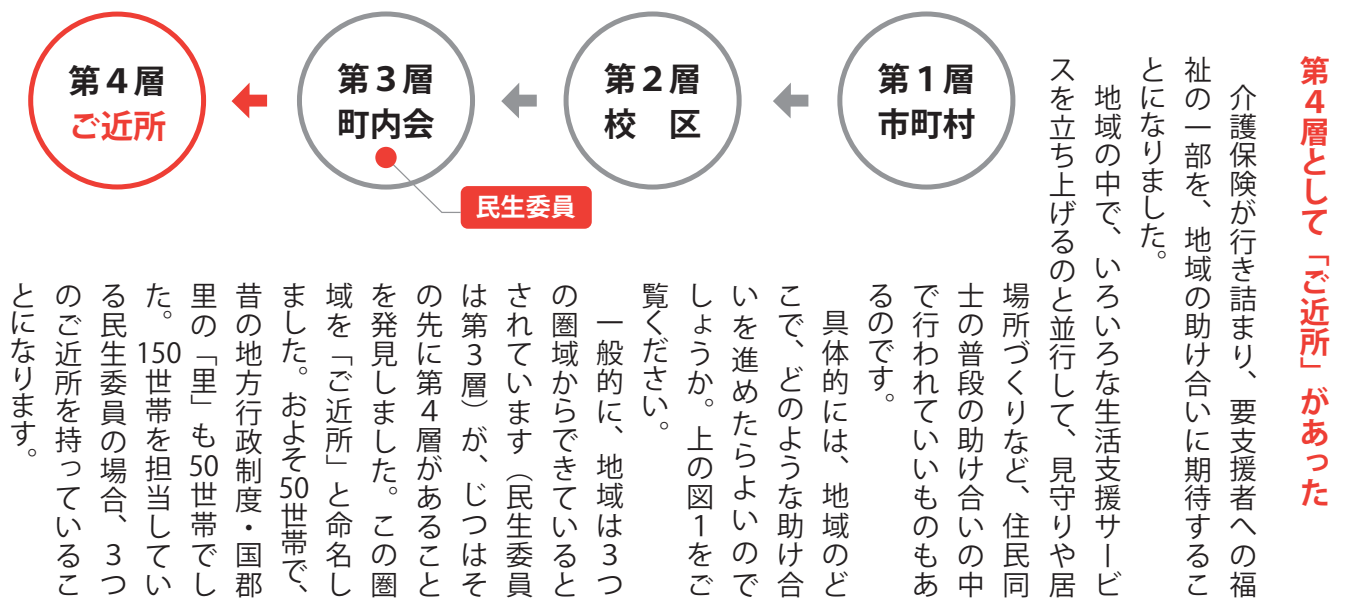
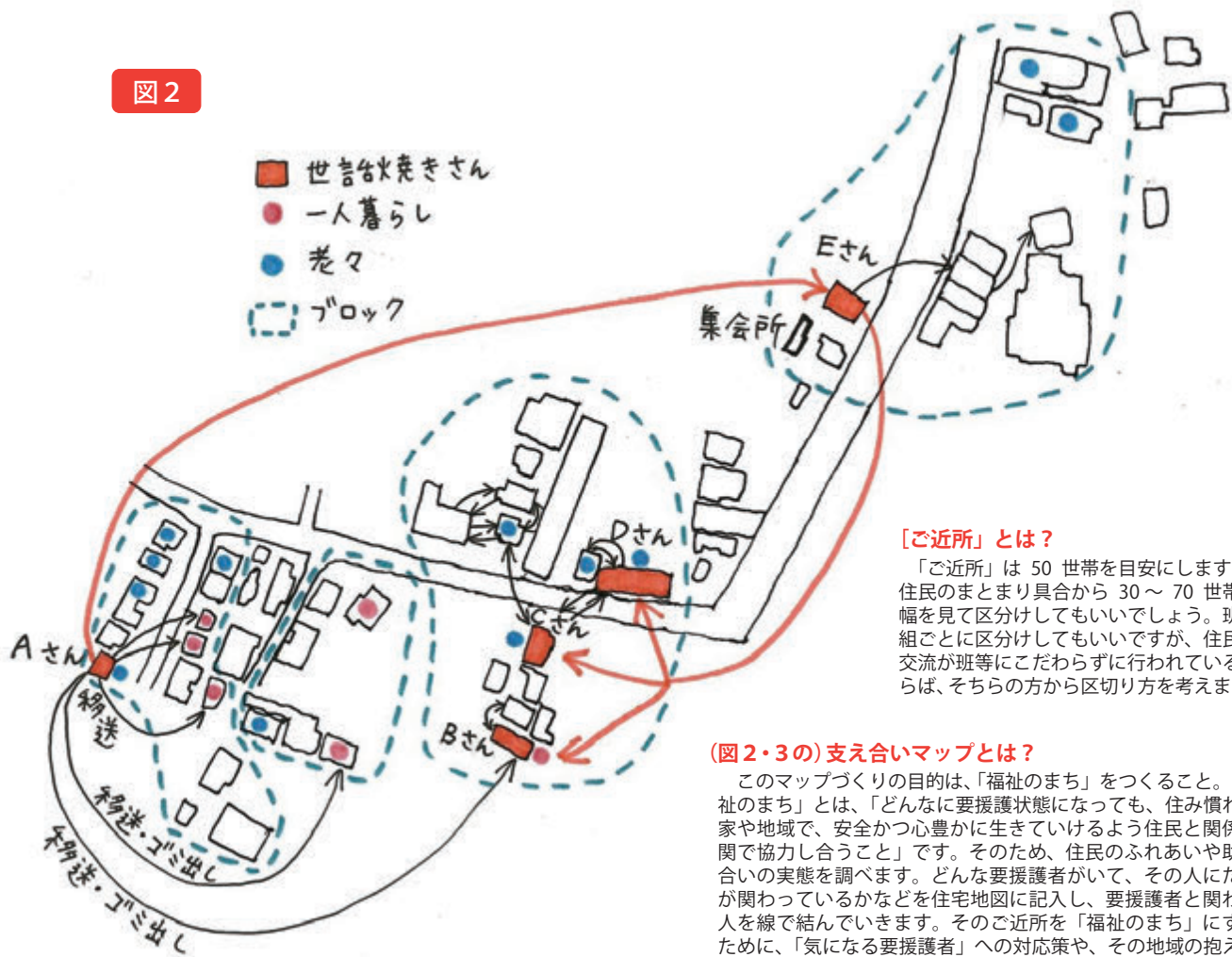


図2



【ご近所】とは？

「ご近所」は 50 世帯を目安にしますが、住民のまとまり具合から 30～70 世帯の幅を見て分けけてもいいでしょう。班や組ごとに分けけてもいいですが、住民の交流が班等にこだわらずに行われているならば、そちらの方から区切り方を考えます。

(図2・3の) 支え合いマップとは？

このマップづくりの目的は、「福祉のまち」をつくること。「福祉のまち」とは、「どんなに要援護状態になっても、住み慣れた家や地域で、安全かつ心豊かに生きていけるよう住民と関係機関で協力し合うこと」です。そのため、住民のふれあいや助け合いの実態を調べます。どんな要援護者がいて、その人にだれが関わっているかなどを住宅地図に記入し、要援護者と関わる人を線で結んでいきます。そのご近所を「福祉のまち」にするために、「気になる要援護者」への対応策や、その地域の抱えた問題と解決策を抽出してはじめてマップづくりは終了です。

「ご近所」には、
要援護者と世話焼きさんがいる

要援護者は、この「ご近所」の中で、身近な人たちの助けを借りながら自立生活をしています。要援護状態にあるので、この第4層の「ご近所」が頼りなのです。

うまい具合に、ここには有力な人材がいます。それは、「世話焼きさん」といわれる、困っている人に関わる天性の資質を持った人たちです。数百世帯もある第3層（町内会）は、世話焼きさんが活動するには広すぎるため、世話焼きさんの活躍の場も第4層の「ご近所」です。

というわけで、ご近所では要援護者と、その人たちが頼りとしている世話焼きさんが、ヘアの関係になっているのです。

私たちは、人々の助け合いの関係を住宅地図にのせる「支え合いマップ」を作っていますが、そこで両者の関係が視覚化されます。

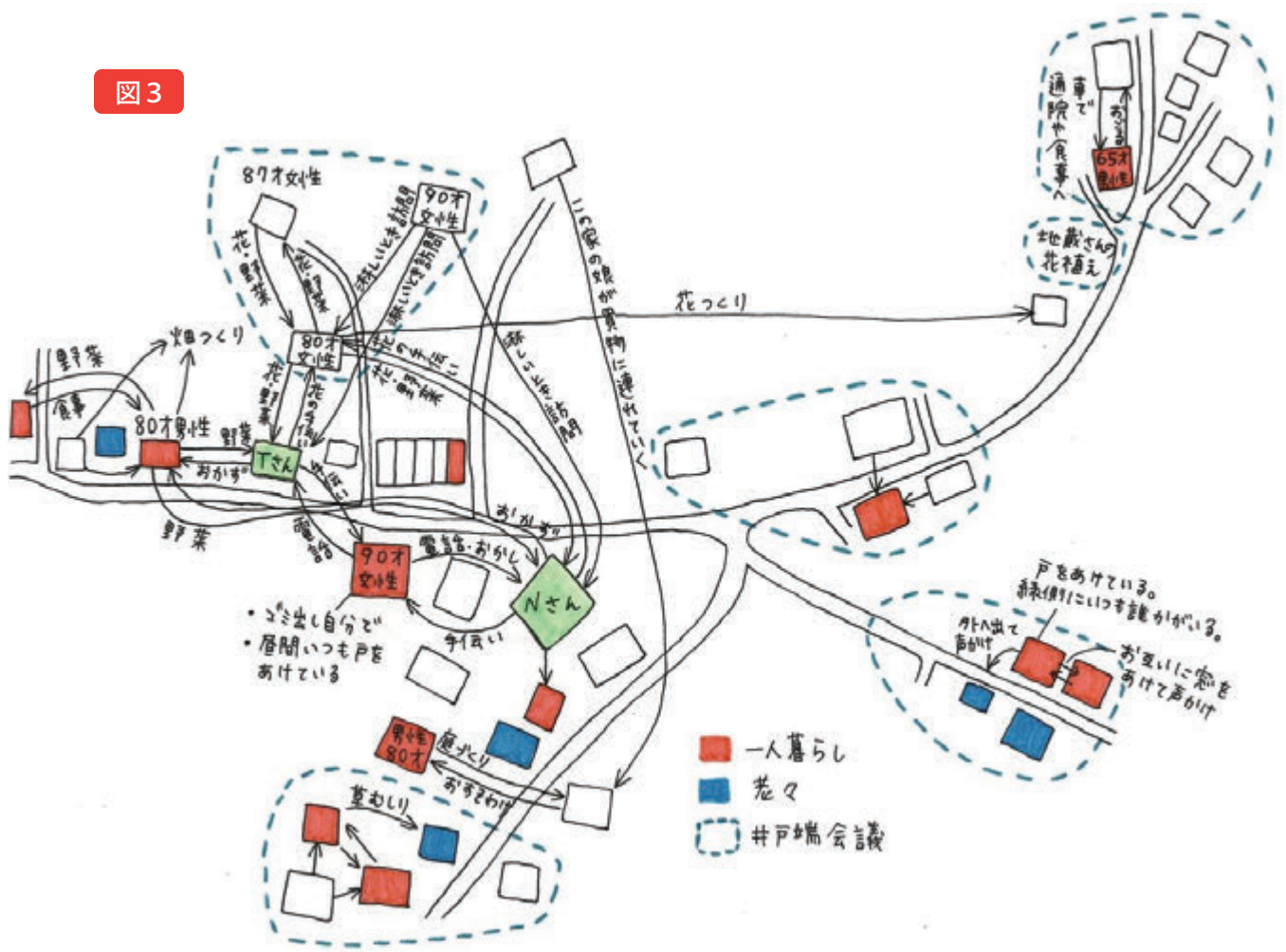
上のマップ（図2）では、数名の世話焼きさんが要援護者に関わっていますが、世話焼きさん同士でネットワークを組んでいることがわかります。

左下のAさんが大型世話焼きさんで、他の中型世話焼きさん（B・C・D・Eさん）宅を巡回し、「何かあったかい？」と新たなニーズを拾い集めていました。民生委員は、この中のキーマンになっているAさんと繋がっていいのです。

ご近所のふれあい、助け合いにはルールが

左上のマップ（図3）にもあるように、ご近所も

図3



大型世話焼きさんを中心に一つにまとまっているのではなく、いくつかの「小ご近所」に分かれていて、普段人々は小ご近所内でふれあい助け合っています。このマップでは、青い点線で囲んでいるのが小ご近所で、その点線がない中央左部がやや大きな、中型ご近所と言えます。

助け合いはどのように行われているのか。たいていは一人対一人のペアで、おすそ分けをしたり、送迎をしたりしています。

ご近所では、次のような助け合いのルールが順守されています。民生委員がご近所に関わる場合は、このルールを知っておく必要があります。

助け合いのルール

- ① 一対一の関係
- ② 相性の関係
- ③ 双方向の（お返しがされる）関係
- ④ 天性の世話焼きの資質を持つ人が担う
- ⑤ 困りごとのある人がお願いすることから始まる

民生委員は司令塔として 各ご近所の助け合いの後押しを

住民は、各ご近所内で一定のふれあい、助け合いをしていることがわかりました。

世話焼きさんが主導して、助け合いのネットワークを作っているご近所も少なくありません。

そうすると、これからは民生委員がご近所内の要

援護者全てに関わるというのではなく、基本的にはご近所の問題はご近所の助け合いに委ねていき、民生委員はそれをバックアップしつつ、難問は上層へ伝えていくという役割が変わっていくことが求められます。

サッカーで言えば、ご近所の助け合いはフォワードである世話焼きさんたちに任せて、民生委員は第3層でミッドフィールダー(司令塔)として、後ろのディフェンダーとのつなぎ役を担うのが妥当かもしれません。ご近所内の助け合いの仲間づくりを支援することも、民生委員の重要な役割になります。

ご近所内の助け合いの仲間づくりを支援する場合には、留意すべきこととはどのようなことでしょうか。

①上層から指導するという姿勢ではなく、あくまでご近所の人たちによる主体的な活動を、さりげなく応援するという姿勢で。

②ご近所は相性の関係で成り立っているもので、それを大事にしてグループづくりをしましょう。

③ご近所では、肩書よりも天性の資質がものをいう世界です。民生委員というよりも一人の住民として関わった方がいいかもかもしれません。

④世話焼きさんを見つげにくいのは、ご近所では水面下で行動することに

なっているからです。支え合いマップを作ると、その人から周りへ数本の関わりが引けるので、すぐにわかります。

⑤ご近所では、それぞれが個々ばらばらにふれあいや活動をしています。それを一つの活動や組織にまとめれば効果的に見えますが、住民の「個々ばらばら」のやり方を尊重しましょう。

⑥新しい活動を提案するにしても、それに取り組むのはご近所ですから既に彼らを取り組んでいるものを見つけて、それを大事にするようにしましょう。

⑦住民に「何かあったらこちらへ来てくださいね」と言っても、上層へはなかなか来られません。こちらからご近所へ出向くように心掛けましょう。

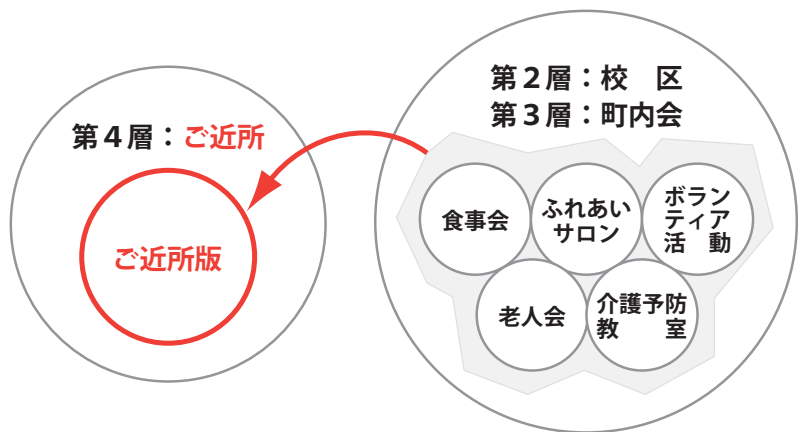
⑧ご近所で解決できない難題は、上層の関係者が応援する必要がありますが、その場合も、ご近所の人たちにも一緒に関わってもらうようにしましょう。

第3層(町内会)の活動には要援護者は参加できない!

要援護者はその心身の状態から、ご近所から出ることは困難です。

ところが、地域の福祉活動やお楽しみ活動の多くは第3層(町内会)で実施されているため、それらに参加できていません。

図4

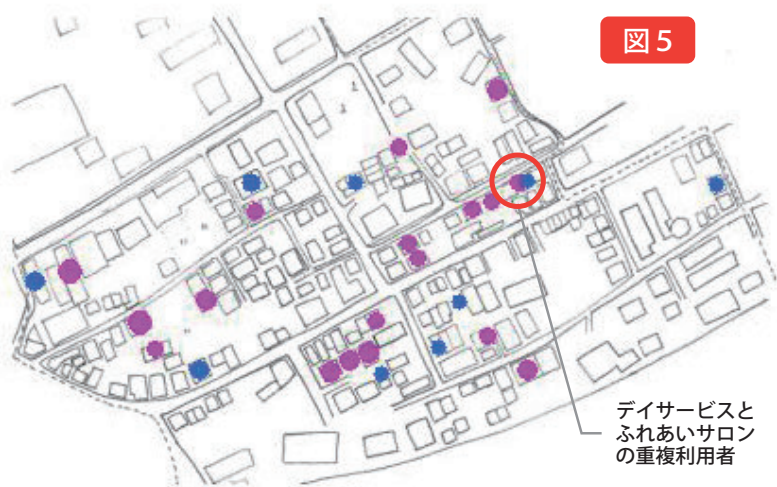


要介護者を仲間はずれにしている地域

老人クラブもそうですし、ふれあいサロンもそうです。食事会や各種ボランティア活動も拠点は第3層ですから、要援護者も参加できるようにするためには、第4層でつくり直してもらわねばなりません。(右図4)

もう一つの問題があります。左上のマップ(図5)は、ふれあいサロンのメンバーとマップ作りをしたものです。メンバーは

2 担当区域の仲間づくり



ピンク色、そしてこの地区からデイサービスを利用して人々には青色の印をつけました。その結果、ご覧のように、デイサービスを利用している人でサロンの仲間に入ってもらっているのは、わずかに1人でした(右上部の青とピンクが重なっている人)。

なぜデイサービス利用者は仲間に入れないのかと聞いたら、「自分の足で歩けなくてはねえ」。「それなら、皆さんの多くは車で来ているのですから、相乗りさせてあげたらどうでしょうか？」と言ってみまし

たが、彼らの答えは「ノー」。リーダーの1人が私にこう言いました。「私たちはね、元気な人の集まりなの」。弱った人はデイに行けばいいじゃないか、というわけです。恐ろしいことですが、介護保険が始まってから、地域では元気な人と要援護者の棲み分けができてしまっているのです。これでは、助け合いどころではありません。

これはふれあいサロンに限ったことではなく、老人クラブも要援護者を仲間に入れたがりません。民生委員は、サロンや老人クラブとも何らかの関わりがあるはずですから、この事態にどう関わるができるのか、考えてみる必要があります。

重い要介護でも その人らしく生きられるように

厚生労働省は、福祉のめざす方向性について、明確に指示しています。どんな重い要介護になっても、住み慣れた地域でその人らしく生きられるようにしてほしいというのです。

「その人らしく」とは、その人が自己実現を図るのを応援せよということなのです。要は、豊かな生活を追求するのを応援しなさいというのです。その人らしい生活とは何か。右下のマップ(図6)を見てください。



認知症の女性が近所をまわって、いろいろなグループに「入れて！」と言っています。

た。この中の同級生と趣味グループは「来ないで！」と拒否。ゲートボールと井戸端会議とお茶のみのグループは、女性を受け入れていました。

これらすべてのグループが女性を受け入れてくれれば、彼女は近所の中で、自分らしく生きられることになります。今日は趣味活動しよう。今日はゲートボールを。今日は井戸端会議に、と。認知症になっても近所豊かに生きることができるとこれが福祉の理想なのです。

「もつと豊かに」を
認知症の人にも保障を

これまで要援護者については、福祉的なサービスが充実していればよいとされてきました。これからは「もつと豊かに」を認知症の人にも保障しなければならぬのです。

それをどうしたら実現できるのか。先程の図を少し変えて（下図7で）説明してみよう。

私たちが豊かになりたいという時、何が充足されればいいのか。講座などで参加者に聞くと、次の6つの要素が共通して出てきます。①仕事、②健康、③趣味、④家族、⑤ふれあい、⑥ボランティア。

これらを充足させようと、私たちは働きに行ったり、スポーツセンター、公民館、交流センター、ボランティアセンターなどに行ったりします。

そこで、それぞれの個別のニーズを充足させようとしています。もしそれら6つのニーズが、自分の足元でまとめて充足できるとしたらどうでしょう。先程の認知症の女性の行動を見ると、ふれあいも趣味も、自分が暮らすご近所の中で充足させようとしています。

つまり、それぞれのご近所で豊かになるための施設や環境が整備されていれば、私たちはどこかへ車で行かなくても、簡単に

豊かになることができます。

そのためには、左の図7のように、校区や町内会にある「豊かになるための施設」を、ご近所にも持つてくる必要があります。

といっても、すべてのご近所に公民館をつくれと言っているわけではありません。認知症の女性のマップ（前頁・図6）を見ると、趣味グループはメンバーの自宅で楽しんでいるではありませんか。それでいいのです。

健常者と要援護者が
ご近所で「共に豊かに」

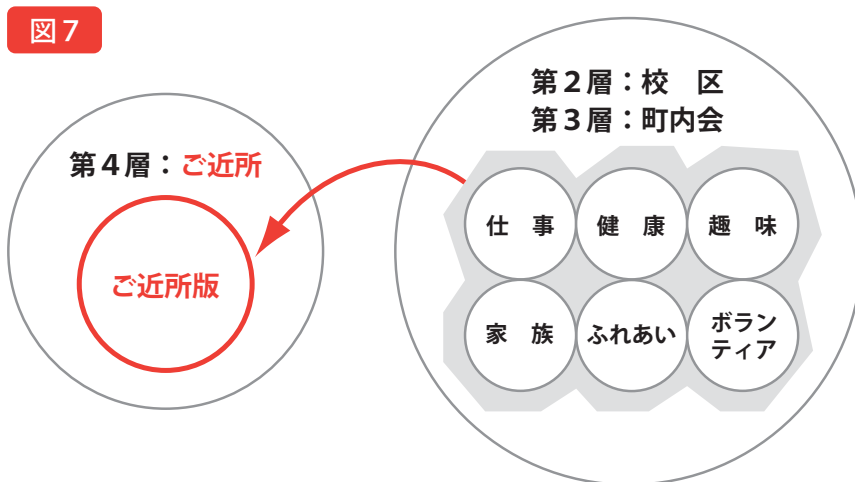
結論として、こう言つことができます。

先ほどの認知症の女性のマップ（前頁・図6）のように、ご近所に豊かになるためのさまざまな施設や環境があれば、認知症の人も健常者も、共に豊かに生きることができるようになります。もちろん、そのためには認知症の人も仲間に入れる必要があります。

福祉活動や豊かな生活実現のために、健常者がご近所に戻ってくれば、しかもその輪の中に要援護者も入れたならば、両者はご近所という小さな圏域で急接近することになり、必然的にふれあいと助け合いが盛んになるはず。要援護者は、手助けを頼める相手が身近に増えます。世話焼きさんは、お世話の対象が身近に増えます。両者の活動が当然活発になるでしょう。

これから民生委員は、健常者と要援護者が共に豊かになるための仲間づくりという、高いレベルの福祉課題にも対応していくことが望まれているのです。

これらの提案は、現実には難題と言えます。健常者にご近所へ戻ってもらおうとしても簡単ではないでしょうし、要介護者を仲間に入れようというグループも少ないでしょう。しかし、今の福祉目標は「その人らしく」の実現であり、その認識を広げるためにも、民生委員がこれを意識して行動していくことが重要なのです。



仲間づくりといっても、一朝一夕にできるものではありません。少しずつ、意識的に、皆さんの担当区域の住民の方に働きかけていく必要があります。そこで、皆さんの担当区域のマップを使って、協力者や住民同士の関係性などを視覚化してみましょう。

また、あわせて地区民児協や関係機関との仲間づくりについても考えてみましょう。

3 仲間づくりを考える

60分でできる 実践活動検討

～担当区域と地区民児協の仲間づくり～

いろいろな情報を視覚化してみよう

「2. 担当区域の仲間づくり」では、住民流福祉総合研究所長の木原孝久氏に、いくつかのポイントをご紹介いただきました。

それは、①担当区域の中にも50世帯ほどを目安とした「ご近所」というグループがあること、②その中で住民同士が様々なつながりを持っていること、③「世話焼きさん」と要援護者の方が、すでに関係性を築いていることなどが挙げられています。

そして、民生委員は、こうした「ご近所」のエリアに着目し、世話焼きさんとの関係を作りながら、ご近所の中での仲間づくりを支援をしていくという提案がありました。

また、冒頭でもふれた全民児連の調査では、約66%の民生委員が「地域に」応援してくれる住民がいる」と回答しています。こうした応援・理解者を増やしていくことも考えていく必要があります。

これまで、民生委員は見守り対象者などを記載した要支援者（福祉）マップを作成してきました。木原氏は、ここに住民同士のつながりを視覚化した「支え合いマップ」づくりを提唱しています。この詳細については、また次の機会にご紹介させていただきます。

本号では、キーパーソンとなる方や応援してくれる住民、住民同士のつながり（関係性）などについて、次頁以降のステップに沿って視覚化しながら確認してみましょう。

ご近所

担当区域の中で把握できる情報量は、住民と顔を合わせた回数に比例するのかなと思っています。そのため、福祉に関係なく町会の会合やイベントには顔を出して話しかけるようにしています。

道でお会いしたら、笑顔であいさつ。毎日、お年寄りや子ども関係なくあいさつをしていると、なかには自然と世間話をするような関係になることもあります。こういう時の世間話が、意外と役立つこともありますね。

民生委員だけで情報を集めるには限界がありますし、福祉関係者の情報だけでは偏りがあります。町会の会合や井戸端会議等の何気ない世間話の中に、知らなかった地域のことや支援に必要なことが含まれていることも多いですね。全部鵜呑みにはできませんが。

参考

取材雑記

仲間づくり

本誌編集委員や、これまで取材させていただいたベテラン委員からお聞きした「担当区域」や「地区民児協」での仲間づくりの考え方やポイントをご紹介します。（P 9～11 下段に掲載）

1 担当区域内の情報を視覚化してみよう

STEP1 担当区域のマップに、見守り対象者・気になる方を記入しよう

皆さんが普段作成・使用している要支援者マップがあれば、それをお手元に用意し、あらためて見守り対象者や気になる方をマップで確認・記入してみましょう。

「見守り対象者・気になる方」とは、一般的には行政や社協から見守りの協力を依頼されている対象者をはじめ、ひとり暮らし高齢者・75歳以上高齢者夫婦世帯・障がい者・ゴミ屋敷・日中ひとり暮らし高齢者・その他避難行動要支援者名簿等に掲載されている住民などが挙げられます。

STEP2 担当区域内のキーパーソンを確認しよう

次の該当者を、マップに記入してみましょう。

- ①世話焼きさん / ②見守り対象者と仲の良い方（話し相手・趣味・買物仲間……）
 ③見守りに協力してくれる方 / ④情報を提供してくれる方 / ⑤町会・自治会の役員
 ⑥自主防災・防犯の委員 / ⑦社協協力員など福祉ボランティア / ⑧民生委員OB・OG
 ⑨公務員（行政・教職・消防・警察） / ⑩その他（ ）

STEP3 関わりの線を引いてみよう

P 4・5 掲載の図 2・3 を参考に、「STEP 1」と「STEP 2」で記入した住民同士を線でつないでみましょう。井戸端会議などもわかれば記入してみましょう。

見守り対象者や気になる方の周辺に、「STEP 2」で挙げたキーパーソンはいますか？

2～3町会から1名の民生委員が推薦されているところでは、民生委員の所属する町会以外の町会長に見守り活動などを協力してもらっています。何か支援要請があった時は、民生委員が対応します。同様に民生委員の欠員区域でも、町会長から地区民児協会会長へ連絡が入り、問題を対処しています。

行政から提供される個人情報だけでは、なかなかわからないことが多いので、取りあえず見守り対象者の方を訪問しています。その際、世間話の中で、趣味や近所で仲のよい方などをお聴きして、普段の見守り協力者を見つけたりしています。見守り対象者の方も、「この人なら気軽に話せる」という方がいると思うので、対象者にとっての見守られ方も考えるようにしていますね。

見守り

行政や社協の事業として、見守り活動（事業）を実施しているところで民生委員が訪問者ではない場合は、日常生活上何らかの異変や異常が見受けられた時、担当区域の民生委員へ報告してもらうようにしています。

私の町会では、見守り対象者の情報を、町会の役員や近所の方もよく知っていて、買物に行く際などはみんなで意識的にその方の家の前を通ったりしています。近所の方などで共有する（みんなが知っている）情報が多ければ多いほど個人情報の垣根は低くなると思いますので、対象者の同意を得て、できるだけ「私一人ではできないから、みんなで見守るね」という方向になるよう努力しています。

2 地区民児協の委員同士や、関係機関との仲間づくりを考えよう

STEP1 地区民児協の委員同士のつながりを考えよう

定例会などで、下記の内容について話し合ってみましょう。一つひとつ共通認識を持っていくことが、委員同士の関係性を深めていくことにつながります。また、あわせて本号「(P14・15)班活動のススメ(東京都民連)」や、前号75号「(P18・19)偏愛マップ」などもご確認・ご活用ください。

- ①緊急連絡体制 / ②対応に苦慮する場合の委員同士のフォロー体制 / ③報告・連絡・相談
- ④定例会(座り方・事例検討の時間・児童に関する議題設定・欠席委員への伝達方法・活動を見直す時間・最小限やるべき活動)
- ⑤懇親の場(民生委員活動以外の話ができる場) / ⑥地区民児協内のグループ分け

STEP2 関係機関とのつながりを考えよう

まず、本号「(P12・13)庁内サポート体制(大分市・行政)」をお読みください。その上で、皆さんで行政や社協、地域包括支援センター、小中学校等の関係機関ごとに下記事項を確認してみましょう。また、執行部だけではなく、各委員が関係機関とつながっていく方法も考えてみましょう。

- ①福祉各課や事業担当者の顔と氏名 / ②民生委員・主任児童委員活動への理解度
- ③祝祭日の対応 / ④民生委員が抱える課題へのワンストップ窓口(担当) / ⑤意見交換する場

- 定例会は、町会単位で座っています。
- 定例会の座席は口の字。新任委員が発言しやすいように、執行部に近い前の方に座っています。
- 先輩委員の体験談を聴く場を設けています。(OB・OG含む)
- 同期会を設定し自由な話し合いの場を持っています。
- やっぱり胸襟を開いて話せる場は必要だと思います。(定例会後はみんなでランチ/全員で集まる懇親会は、新年会・暑気払い・忘年会の3回など)

発表形式だと発言できない方もいるので、何か聞きたいことや提案したいことがある場合、定例会終了後に所定用紙に記入してもらい執行部へ提出していただきます。翌月の定例会で、記入者の氏名は出さずに、執行部から全員の前で質問の趣旨と回答を言うようにしています。

定例会に都合で出席できなかった委員への情報伝達については、あらかじめ単位民児協内の委員をグループ分けし、その班長に責任をもって欠席委員へ資料や情報を伝えてもらうようにしています。

定例会等

毎月の定例会では、テーマに沿って、行政各課の職員や専門職、地域組織の方(市委嘱の高齢者相談員・青少年関係・老人クラブ・自主防災・町会連合会等)に制度や地域の現状などについてお話を聴き、その後意見交換をしています。

関係機関の方と顔見知りになれますし、民生委員のことを知っていただくことも関係(仲間)づくりには必要なことだと思いますのでいい時間ですね。

4 仲間づくりを考える

庁内サポート体制 のススメ

大分市（行政）

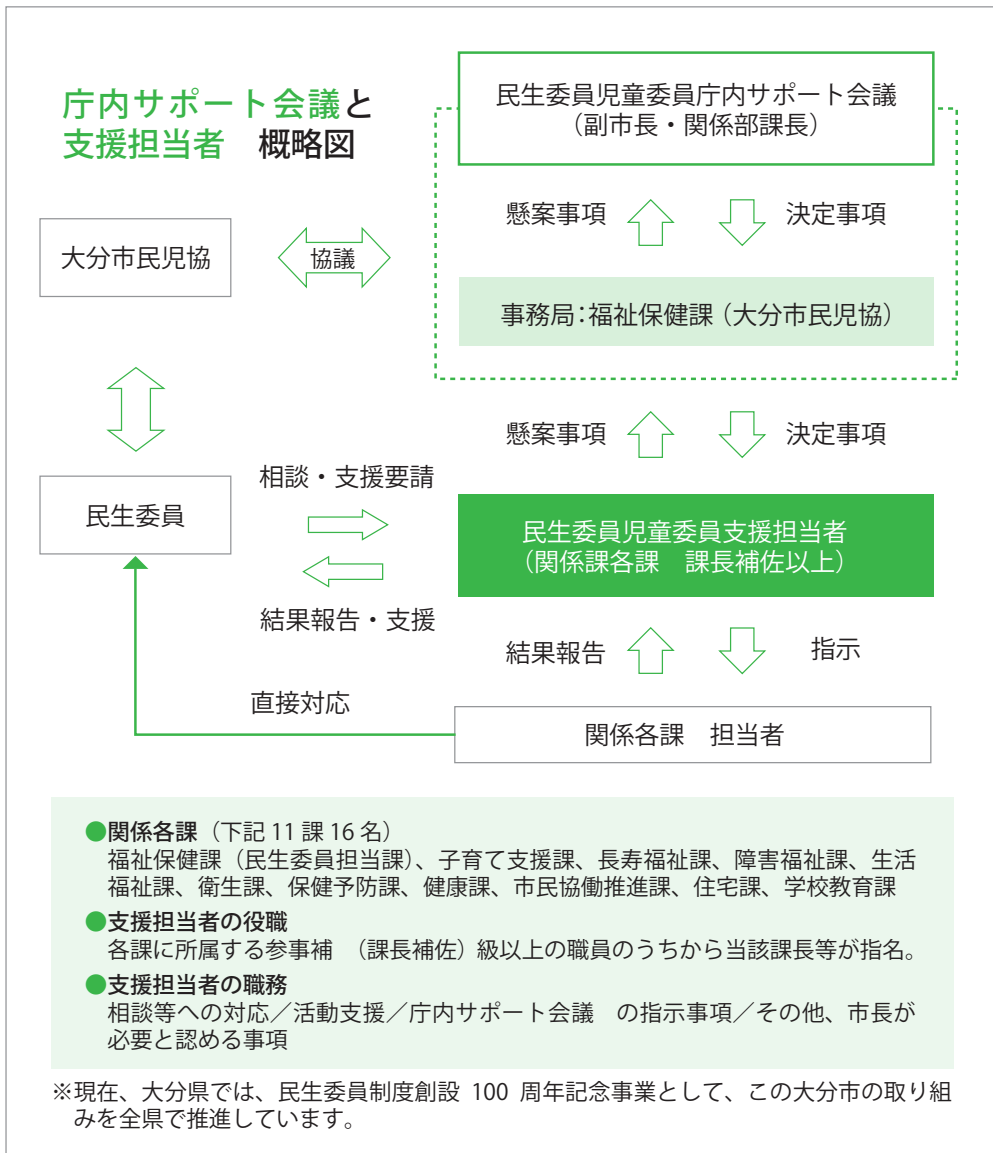
- 大分市の概況 ※平成 30 年 2 月末現在
(人口) 479,245 人(男 230,191、女 249,054) / (世帯数) 218,434 世帯 / (65 歳以上) 124,173 人 / (高齢化率) 25.9%
- 大分市民児協の概況 ※平成 30 年 3 月 1 日現在
(委員数) 852 名 (うち主任児童委員 90 名)

大分市では、平成 22 年 12 月、民生委員が地域でより円滑に、また効果的な活動ができるように、副市長と関係部課長で構成される「民生委員児童委員庁内サポート会議」を立ち上げました。

この会議では、行政内の関係各課から挙げられてきた民生委員に関する懸念事項に対して、行政内での連携（意思統一）を図り、大分市民児協と協議しながら、その対応を明確にすることを役割としています。

そして、民生委員が関わる行政内の関係各課には、専任の「民生委員児童委員支援担当者」を配置。個別の相談・支援などで困難事例と向き合う民生委員への早急な対応・支援ができる体制を整備しています。

庁内サポート会議と 支援担当者 概略図



3 仲間づくりを考える

民生委員児童委員支援担当者名簿

平成 25 年 4 月 1 日現在

民生委員児童委員活動を行う上で困ったことがあれば下記支援担当者へご連絡ください。関係課や関係機関との調整を行うことや、必要に応じて現地へ同行するなど、民生委員児童委員活動をサポートいたします。連絡する場合は右側の「主な業務」を参考にしてください。

所属	氏名	連絡先 (課直通)	連絡先 (自宅)	主な業務
福祉保健課				民生委員児童委員活動に関すること
子育て支援課				子育て支援（児童扶養手当等）に関すること
中央子ども家庭支援センター				気になる子育て家庭（児童虐待等）に関すること
東部子ども家庭支援センター				
長寿福祉課（権利擁護担当班）				認知症高齢者、高齢者虐待に関すること
長寿福祉課 (高齢者福祉サービス担当班)				高齢者サービス（ヤクルト・緊急通報システム等）に関すること

(上図) 大分市が単位民児協会長へ配付する「民生委員児童委員支援担当者名簿（抜粋）」。各課または業務別に、「民生委員児童委員支援担当者の氏名・課直通の連絡先・自宅の連絡先」が記載されており、夜間や休日でも対応できるようにしている。

(下) 大分市から民生委員へ提供している個人情報。市民児協と協議しながら、活動に必要な情報を（個人情報保護審査会の承認のもと）提供している。

大分市から民生委員へ提供している個人情報

●生活保護受給世帯

(項目) 氏名・住所・生年月日・電話番号・保護改廃年月日／(提供時期) 一覧は年度当初。開始・廃止等異動情報は随時／(担当) 生活福祉課

●70 歳以上高齢者（1人世帯）

(項目) 氏名・性別・生年月日・住所／(提供時期) 毎年 10 月に行う「ひとり暮らし高齢者実態調査」時に参考資料として貸与／(担当) 長寿福祉課

●生後 4 ヶ月までの赤ちゃんがいる世帯（一部）

(項目) 赤ちゃん氏名・生年月日・住所・世帯主氏名／(提供時期) 随時／(担当) 健康課

●避難行動要支援者（身体障害者手帳 1 種・療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級、要介護認定 3～5、小慢・指定難病医療受給者証所持者などのうち、地域への情報提供に同意した方）

(項目) 住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号・同居家族の有無・対象となる理由・必要な支援内容／(提供時期) 同意の意思表示が得られた上で毎月提供／(担当) 福祉保健課

取材協力

大分県民児協（大分県社協）・大分市（大分市民児協）
(参考資料) 「大分市民生委員・児童委員庁内サポート体制」／「民生委員児童委員支援担当者の配置について（抜粋）」

に民生委員活動を支えるかを考え、その体制を整備しているところは全国的にも極めて少ないのが現状です。
大分市の民生委員は、「つなぐ」先を迷うことなく、関係各課に配置された支援担当者にも、直接専門的な相談をすることができません。また、民生委員が行政につないだ後の対応や、結果に関する報告についても行政側から行うことで、その後の見守り活動に活かせるようにしています。

さらに、夜間や休日対応ができるように、「民生委員児童委員支援担当者名簿（左上）」を単位民児協会長に配付しています（各単位民児協の判断により各委員にも配付）。
活動しやすい環境づくり
大分市では、「庁内サポート会議」や「支援担当者の配置」以外にも、市民児協と協議をしながら、次のような活動しやすい環境づくりの取り組みを進めています。

どのように、行政との協力関係を築き、活動しやすい環境をつくっていくのか。
この大分市の取り組みから参考すべき点が多いのではないだろうか。

- 必要とする個人情報の提供（左参照）／
- 状況報告（旧…証明事務）の見直し／
- 行政主催行事の動員見直し／
- 新任研修の内容の見直し
- 地域住民への民生委員活動の周知／
- 民生委員活動に関する職員研修の実施
- 活動の目安と考え方 Q & A を作成

地区民児協の中で、近隣地域の委員同士が支え合い、協力して活動できる「班活動」。委員同士の仲間づくりにも役立つ取り組みの一つです。

本号では、東京都民連が進める「班活動」の取り組み（一部）をご紹介します。

引用参考文献 東京都民連「都民連だより 平成 29 年春・夏・冬号」／同「班活動の進め方」／同「東京版 活動強化方策」／全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会 中間報告」／同「活動強化方策」

補足 東京都民連では、平成 14 年に「複数担当地域制」を提唱し、平成 19 年からは「班活動」を推進している。

5 仲間づくりを考える

班活動のススメ

東京都民生児童委員連合会

平成 29 年 8 月、全民児連から「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」が発表されました。この方策の中では、単位民児協の機能強化に向けた取り組みの一つとして、「複数委員によるチーム活動、班活動の積極的導入」が挙げられています。

これは、民児協として委員一人ひとりを支援していく取り組みを積極的に導入することで、委員の孤立防止や、負担軽減に向けた体制づくりをしようというものです。

現在、県内の地区民児協でも、事例検討などの際に、小学校区域や町会・自治会、字（あざ）などを単位として班を構成し検討を行っているところもあります。

本号では、東京都民連が平成 19 年から進めている「班活動」の概要をご紹介します。

「近助」と「班活動」

現在、地域ではさまざまな福祉課題や、頻発する自然災害への対応として、「自助・共助・公助」の重要性が広く認知されています。これに加えて、近年はご近所さん同士が助け合う「近助」の有効性も注目されています。

東京都民連では、この「近助」の視点で取り組む民生委員活動を「班活動」と位置づけています。（下右表参照）

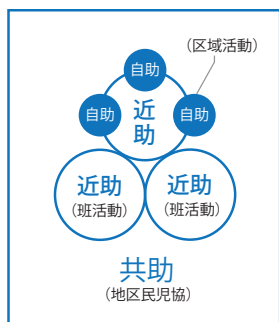
この班活動は、区域が近い委員同士がつながり合うことで、担当区域で活動する各委員の「自助」を補完するとともに、活動上の負担感を分かち合い支え合って個別ケース等に

取り組もうというも

のです。また、担当区域の委員が不在の時などでも、他区域の委員が対応できる体制を整えておけば、住民にとっても利便性が高まりますし、複数の委員が地域を見守っているという安心感にもつながることでしょう。

各委員の経験や対応力には、どうしても差が生じてしまいますが、複数の委員で住民の抱える課題

に対応することで、お互いの支援の質を高め、よりよい支援を行うことができるはず。そして、班活動は、地区民児協としての活動である「共助」の強化にもつながっています。左頁では、東京都民連が推進する「班活動の進め方」の手順と考え方をご紹介します。



（上図）自助・近助・共助のイメージ図。自助は、各委員が担当する区域の活動。それを補完するように「近助」としての班活動、そして「共助」としての地区民児協の活動がある。

自助	自分のことは自分で	=	委員個人としての活動
近助	ご近所同士で	=	班としての活動
共助	地域で	=	民児協としての活動
公助	国・自治体で	=	行政等への協力活動

STEP 1

近隣で班を組む

1 地域特性

道路や地形、住宅地や集合住宅、町会や自治会の単位、学校区や地域包括センターの管轄等に配慮しながら、班編成を行います。また緊急時や災害時に備え、いざというとき参集しやすい班を設定することが望ましいです。

STEP 2

班で活動する

1 情報交換

定例会等の場を活用し、定期的に班での情報交換や話し合いの時間をもちます。日頃の活動内容や疑問点、福祉課題（児童・高齢者、安全・安心等）を出しあいます。また、それぞれが抱えるケースについても情報交換を行い、委員同士が連携しやすい体制づくりを進めます。

3 ケースの協働（適宜）

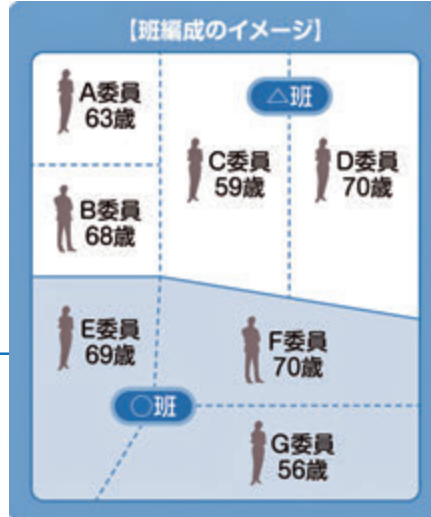
基本的に担当区域のケースは自身が責任を持って対応しますが、経験やノウハウ、活動に費やせる時間はそれぞれ違います。お互いに補い合い、高め合いながら支援にあたることは、地域住民にとってもよりよい支援につながるはずです。

異性宅への訪問や困難ケース、不在時の対応など、班員同士が互いの経験や得意分野を生かし、また個々人の健康、仕事や家庭の状況を理解し合って助け合いながらケースにあたります。

なお、複数で関わるときは、住民に「一緒に活動している民生児童委員の〇〇です」と説明しましょう。

2 性差や経験差

男性だけ、女性だけの班、あるいは新任委員やベテラン委員の配置が偏らないよう、できるかぎりバランスのいい班編成を心掛けましょう。



2 相互学習（適宜）

活動のノウハウの享受や事例の検討、利用できるサービスや資源の調査、地域課題の解決に向けた検討など、班のメンバーの関心のあるテーマや地域で直面している問題に対して、メンバー同士で学習を深めます。



3 人数

班内での協議や地域活動を進める上では、4～6人が最適といえるでしょう。概ね3～8人を目途に編成してください。また地域を担当しない主任児童委員も、必ずいずれかの班に所属しましょう。

4 班長（任意）

可能であれば、班の取りまとめ役（リーダー）を決めておきましょう。班長を決めておくことで、班活動を円滑にし、地区民児協への橋渡し役の機能が期待されます。

5 班のマップ（任意）

班のメンバーが決まったら、区域担当と班のエリアを明示した地図を作成すると便利です。

STEP 3

全体で共有する

1 全体会

定例会などの場で、それぞれの班がどのような目的で、どのような活動を行ったか、全体で共有します。できれば各班から発表してもらい、全体として活動を振り返る機会を定期的に持ちましょう。

2 班長会（年に数回）

班活動の状況について適宜報告をし、各班で出た意見や活動課題について民児協役員と話し合しましょう。

2

平成30年度 県民児協
事業計画・予算

計画の部 (概要版)

県民児協の事業計画と予算の概要について掲載いたします。
県民児協の事業は、大きく公益目的事業と法人事業の2つに分類されています。詳細をご覧になりたい方は、千葉県民児協HPをご参照ください。

1. 公益目的事業(研修の部)

委託研修

- 1 単位民児協会長研修会 (全1回)
単位民児協会長を対象に、民児協の組織運営等を学びます。

- 2 中堅民生委員児童委員研修会 (全7回)
2期目以上の中堅委員を対象にリーダーに必要な実践的な知識・技術等を学びます。

- 3 千葉県民生委員児童委員講座 (全6回)
中堅委員を対象に、グループワークを通して、実践的な事例検討等を行います。

- 4 新任民生委員児童委員研修会 (全3回)
欠員補充などにより委嘱された新任委員等を対象に、民生委員制度やその役割、活動等について学びます。

平成30年度

研修会等日程表

委……委託
独……独自
派……派遣

4月

- 19(木) 新任民生委員児童委員研修会 **委**
(場所) 千葉市文化センター
- 26(木) 指定民児協合同会議 **独**
(場所) 県社会福祉センター

6月

- 22(金) 市町村民児協事務局会議 **独**
(場所) 県社会福祉センター
- 26(火) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会 (場所) 山梨県 **派**
- 27(水) 山梨県 **派**

7月

- 12(木) 単位民児協会長研修会 **委**
- 13(金) (場所) 鴨川ホテル三日月
- 25(水) 全国主任児童委員研修会 **派**
- 26(木) (場所) 新横浜プリンスホテル

8月

- 30(木) 新任民生委員児童委員研修会 **委**
(場所) 千葉市内
- 未定 民生委員・児童委員のための相談技法研修会(時期) 7〜10月に2日間(場所) 未定 **派**

9月

- 26(水) 第87回全国民生委員児童委員大会 **派**
- 28(金) (場所) 沖縄コンベンションセンター他

公益目的事業

指導の部

- ① 理事会・評議員会
- ② 正副会長会議
- ③ 慶弔事業(全国互助事業を含む)
- ④ 会員名簿の整備
- ⑤ 広報誌の発行
- ⑥ 定例会用研修ビデオの作成
- ⑦ 第19回千葉県民生委員児童委員大会運営委員会

研修の部

- 委託研修 (①会長・②中堅・③県民生委員児童委員講座(事例研修)・④新任・⑤主任)
- 独自研修 (⑥相談技法)
- 派遣研修
- ① 指定民児協助成事業
- ② 市町村民児協事務局会議
- ③ 主任児童委員連絡会
- ④ PR・ホームページ関連事業

法事 人業

5 主任児童委員研修会 (全1回)

主任児童委員を対象に、児童を取り巻く環境や、地域の中での活動・役割等について学びます。

独自研修

6 相談技法研修会 (全3回)

住民との会話や相談を受ける際に必要となる傾聴技法や、相談を受ける心構え等について学びます。

派遣研修

全民児連等が主催する研修会に県内委員を派遣しています。

参加方法は、その他研修と同様、本会からの案内に対し、希望のある市町村が申込みをします。参加費のみ本会が負担し、宿泊費や旅費等は市町村または地区民児協の負担となります。

- ①全国民生委員児童委員大会 (県内30名・②関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会(10名)・③全国主任児童委員研修会(10名程度)・④民生委員児童委員のための相談技法研修会(3名程度)・⑤民生委員児童委員リーダー研修会(3名程度)・⑥全国児童委員研究協議会(5・6名程度)・⑦全国民生委員指導者研修会(2名以内)

2. 公益目的事業(指導の部)

1 指定民児協助成事業

市町村や地区民児協の組織・活動強化を目的とした助成制度です。毎年度、12月頃に翌年度の助成先を募集しています。

- ア. 助成額……1ヶ年度10万円
- イ. 年度……2ヶ年度
- ウ. 助成の種類
 - 助成は、3種類(①県民児協指定・②県民児協モデル育成・③全国互助事業指定)あり、各2民児協、計6民児協を指定。
- エ. 現在の助成先
 - (H29・30) 富里市(同②)
 - 船橋市三山・田喜野井地区(同③)
 - 習志野市袖ヶ浦地区(同③)
 - (H30・31) 新規2地区(同①)

※平成30・31年の募集より、指定を受けた民児協は、計画する活動に関する研修を受講していただきます。

2 市町村民児協事務局会議

市町村民児協事務局を対象に、平成30年度の事業計画等の説明他、事務局の適切な運営に向けた研修会を予定しています。

3 主任児童委員連絡会 (年3回)

主任児童委員の役割の明確化や地域への理解促進を図るための方策について意見交換を行います。

未定 中堅民生委員児童委員研修会 (委)
(場所) 県内4ヶ所

10月 未定 中堅民生委員児童委員研修会 (委)
(場所) 県内3ヶ所

11月 未定 千葉県民生委員児童委員講座 (委)
(回数) 11月に4回

未定 民生委員・児童委員リーダー研修会 (派)
(時期) 3日間 (場所) 東京近郊

12月 未定 千葉県民生委員児童委員講座 (委)
(回数) 12月に2回

未定 新任民生委員児童委員研修会 (委)
(場所) 千葉市内

1月 未定 主任児童委員研修会 (委)
(場所) 千葉市内

未定 全国児童委員研究協議会 (派)
(時期) 2日間 (場所) 東京近郊

2月 未定 相談技法研修会 (独)
(場所) 千葉市内で3回

13(水)~15(金) 全国民生委員指導者研修会(第28回全国民生委員大会) (派)
(場所) 神奈川県「口フォス湘南」

4 PR・ホームページ関連事業

平成29年度に、リニューアルしたホームページの内容の充実を図ります。
また、研修会等で民生委員活動をPRするパネルの作成や、住民向けに活用できるリーフレットを作成します。

5 広報誌の発行

定例会に資する広報誌として「ちば民児協だより」を年2回発行します。

6 定例会用研修ビデオの作成

定例会で活用できる、また意見交換の材料となる研修ビデオを作成します。

7 第19回千葉県民生委員児童委員大会運営委員会

平成31年に予定する県大会の実施に向けて、その運営方法等を協議します。

3. 法人事業

1 理事会・評議員会(理事会3・評議員会2回)

本会の事業に関する事業計画・報告等について審議・検討します。

また、承認を受けた事業計画・予算等については、本会HPに掲載します。

平成30年度 県民児協
事業計画・予算

予算の部
(概要版)

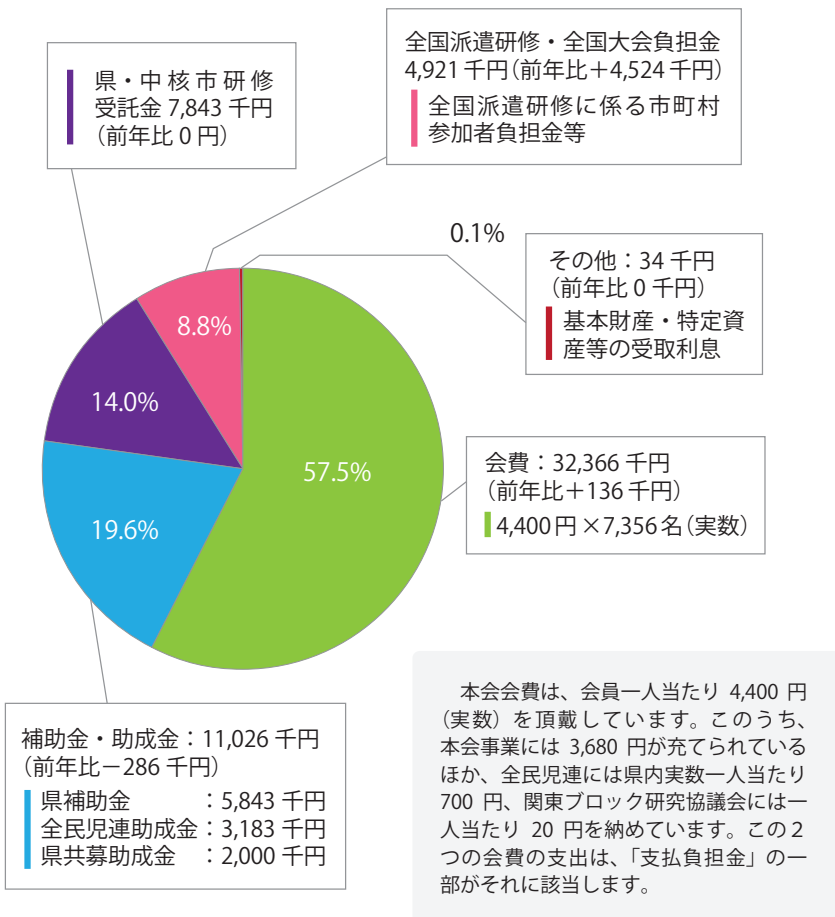
平成30年度の予算概要は、左図「①収入の内訳」・「②支出の内訳」の通りとなります。

収入は、平成29年度と同様、主に皆さまからの会費や県補助金・県共募助成金をはじめ、県・中核市からの研修受託費等をもって構成されています。また、支出は、主に職員の人件費や支払負担金、会議費等で構成されています。なお、左図は、事業費と管理費を含めたものです。

これらの収入及び支出について、より詳細な内容をご覧になりたい方は、本会HPに平成25年度以降の財務諸表等を掲載していますのでご確認ください。

経常収益計：56,190 千円
(前年比+3,705 千円)

1 収入の内訳
(概要)



2 事業計画・予算

この結果概要は、その都度、各市町村民児協事務局へ郵送にてご案内しています。
 また、本会理事及び監事については、平成30年5月に任期満了を迎えることから、あらかじめ5月の評議員会において理事及び監事の選任を行います。
 なお、役員構成は、各市町村民児協会長のほか、県健康福祉指導課長、県児童家庭課長、県社協常務理事及び事務局長により構成されています。

2 正副会長会議（年10回程度）

右記①で決定した事業計画をもとに、具体的な実施方法等を検討します。

3 慶弔事業

全社協が実施する「全国互助共励事業」や、本会の慶弔事業を実施します。

両事業とも、市町村民児協事務局を通しての申請及び給付となります。

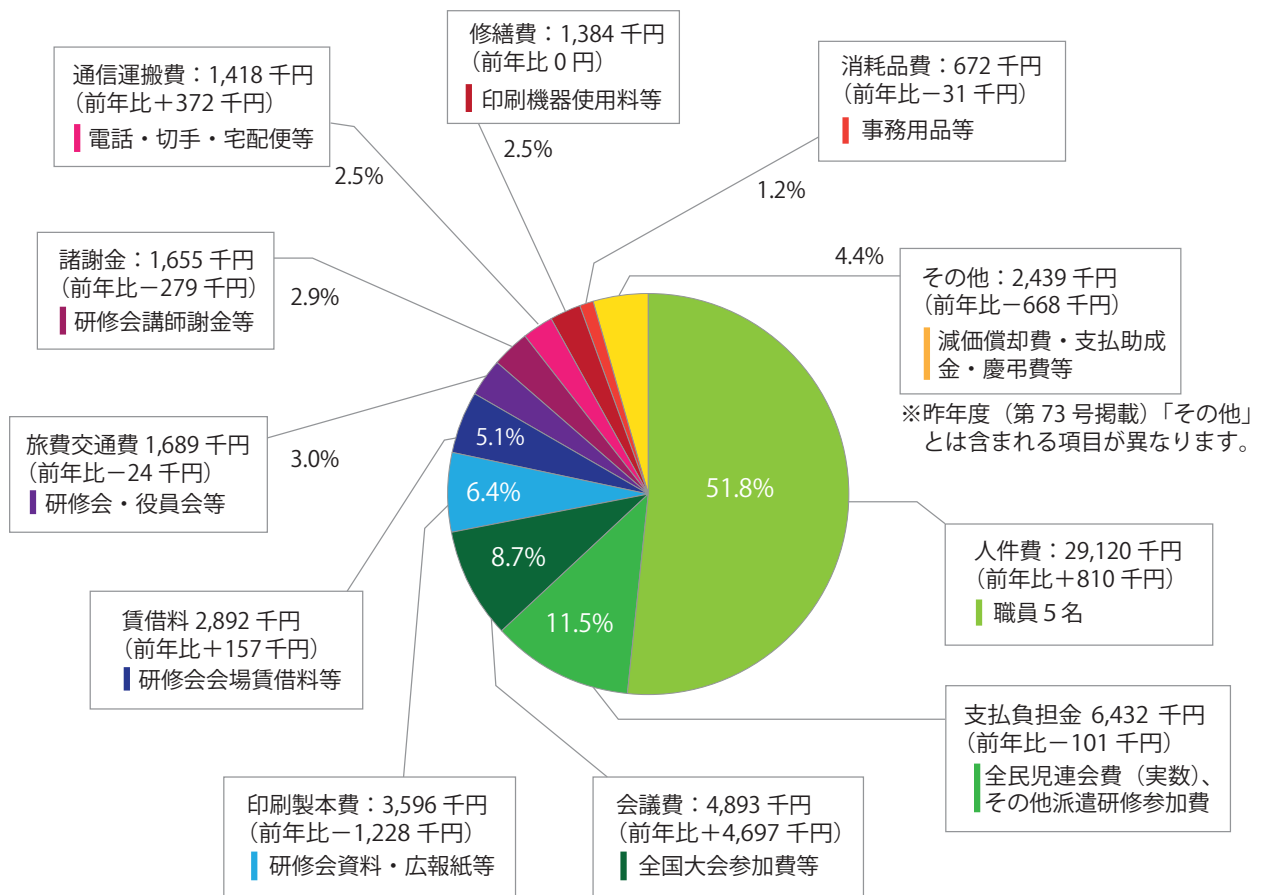
4 会員名簿の整備

平成28年に整備した会員名簿について、全民児連の「活動保険」事業とあわせて、調査・更新等を行います。

本会の定款を初めとした諸規程は、HPに掲載していますので、そちらをご覧ください。

2 支出の内訳 (概要)

経常費用計：56,190 千円
 (前年比+3,705 千円)



意見募集

本誌編集委員会では、地区や委員個々の活動に役立つ内容を掲載していきたいと考えております。

ぜひ、県民児協まで皆さまの感想や取り上げてほしいテーマ、内容等に関するご意見をお寄せください。ご連絡方法は、電話やFAX、メール、お手紙などいずれでも結構です。(匿名可)
皆さまからのご意見をお待ちしております。

電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084
メール：home@chiba-minkyoo.or.jp
住所：〒260-0026
千葉市中央区千葉港 4-3
千葉県社会福祉センター内

編集後記

本号は、「仲間づくり」について特集を組みました。これまでは、「仲間」というと民生委員同士のことを指すことが多かったのですが、今回は地域住民や行政・社協の職員の方も含めての「仲間づくり」について考えてみました。

民生委員は、それぞれが担当区域を持ってはいるものの、一人でできることには限りがあります。相談できる仲間や、つないだ先の支援を担う仲間、見守りに協力してくれる仲間について、あらためて思いを寄せてみる必要があるのではないのでしょうか。

よくいわれる「ネットワーク作り」というのも、福祉や民生委員への理解者や、地域のことを一緒に考えることができる仲間づくりと言い換えることができるかもしれません。

一度、皆さんの地区でも、仲間づくりについて話し合う場を持ってみてください。

ちば民児協だより編集委員長 三枝 貫治

お知らせ

「活動記録記入講座」DVDの配布について

毎年、「活動記録出前講座」の受講希望が多いことから、本講座の内容を収めたDVDを作成し市町村民児協へ配付いたしました。

本内容は、「活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル（緑色の冊子・全委員へ配付済）」に掲載されている内容の中から、基本的な記入方法について簡潔にまとめたものになります。

時間がありましたら、地区民児協の定例会などでご活用ください。

お知らせ

「民生委員の日」活動強化週間の実施について

昭和52年、全国民生委員児童委員協議会では、岡山県に済世顧問制度設置規程が公布された5月12日を「民生委員の日」と決めました。以来、この日の中心に制度や活動のPRを推進しています。平成30年度は、5月12日（土）～18日（金）を「活動強化週間」、5月13日（日）を一斉取り組み日としています。全民児連や本会作成のパンフレット等を活用し、積極的な広報・啓発活動に取り組んでください。

お知らせ

活動強化方策を作成しましょう

平成29年8月、全民児連では「民生委員制度創設100周年活動強化方策」を定め、今後の重点活動やその取り組み方法等を提示しています。右冊子をお読みいただき、市町村及び地区民児協において地域の実情に即した「活動強化方策」を策定しましょう。



発行日：平成30年3月31日
発行人：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会 会長 大野トシ子
発行所：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内
電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyoo.or.jp

作成：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」
作成協力：合同会社泉恵造研修企画工房
その他：当会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

